



オレンジ通信

<http://bkan-hokuriku.info/>

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団

〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40

金沢合同法律事務所

発行日：2016年6月6日 第6号

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所／金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所／福井 0776-30-1371 泉法律事務所

【速報】衆参両院にて請願採択！！



全国B型肝炎訴訟原告団 代表 田中 義信

いつもB型肝炎訴訟、肝炎患者の救済活動、本当に疲れ様です。原告団・弁護団みなさまの日頃の運動の成果が実りました！



20万筆を超える国民のみなさまの署名と、300名を超える紹介議員で、昨年は参議院だけの採択が、今年は衆参両院での採択となりました。

多くのみなさまにご署名いただいた請願書が、6月1日、衆参両院本会議にて採択されました。署名を頂いたみなさまのご協力に感謝しましょう。国会議員や支援していただいた方に感謝しましょう。

委員会には55種類1765件（件数は署名束の数）の請願が出され私たちの請願の署名束は248件のようです。尚、今回55種類の請願が提出された中、採択されたのは4種類だけです！

今後、制度の実現に向けて、さらに運動を強めていきます。

- 7月15日大臣協議で、私たちの請願実現に向けて働きかけをしましょう。
- 肝炎対策基本指針が見直しになります。各地の肝炎対策計画の見直しや協議会への働きかけをしましょう。
- 特定B型肝炎特措法の一部改正法が成立しました。まだ、知らない方への広報を強め、救済につなげましょう。

今後も健康には留意しながら、運動を進めましょう！

2016年6月2日

採択された請願項目は、以下の3点です。

1. ウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る医療費助成制度づくりを早急に検討し進めて下さい。
2. 既に着手しているB型肝炎ウイルスを排除する治療薬等の研究開発を加速して下さい。
3. 潜在する肝炎患者・感染者の早期発見と適切な治療のため、肝炎ウイルス検診を更に促進し、陽性者を受診・治療に結びつけるフォローアップ施策にいっそう力を入れて下さい。

B型肝炎特措法の一部改正法成立！！

原告に対する給付金支給の根拠となっている「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」。

この特措法、給付金の請求期限が平成29年1月12日までとされていました。しかし、約45万人と推計される被害者のうち、提訴した方は約3万人。全く救済が進んでいない現状に、私たちは、請求期限の延長を国に求めてきました。今回、この要求が実り、特措法が一部改正され、請求期限が平成34年1月12日までに延長されました！

また、死亡又は発症後提訴までに20年が経過してしまった死亡・肝がん・肝硬変患者に対する給付金支給に関し、平成27年に国との間で合意した「基本合意書（その2）」。この基本合意により、上記の患者についても、一部、救済の道が開かれました。今回の一部改正法では、その「基本合意書（その2）」の内容が盛り込まれました。

さらに、参議院厚生労働委員会においては、給付金手続きの一層の周知、差別偏見の解消などを政府に求める附帯決議も議決されました。我々の運動は、着実に国を動かしています。これからも一致団結、頑張りましょう！



請願採択に向け、恒久対策班会議を新潟で開催！



170名を超える参加者で満員の会場

2016年4月3日、恒久対策班会議が新潟市で開催されました。全国各地から170名を超える原告・弁護士が参加。北陸からは原告4名、弁護士4名が参加しました。また会議の前には100名を超える原告・弁護士が肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度の創設等に向けて新潟駅前で街頭宣伝活動を実施。30分で291筆の署名を集めました。

会議では、まず小沢弁護士等から医療費助成等の実現に向けた活動の状況、特に肝炎対策推進議員連盟の状況や請願署名活動の状況等について報告され、今後の活動方針等が示されました。

また、大阪の原告や中島弁護士から、創薬研究の状況に関し、現在、世界的に著名な研究者たちが、最先端の設備を利用し、巨額の費用を使って創薬研究を行っていることなどが報告されました。さらに、担当原告・弁護士から国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の改定に向けた事前協議において当方の意見が相当反映されている状況、厚生労働大臣との直接協議に向けた活動の状況、全国の大学等で実施している患者講義等の教育啓発活動の状況、各地の活動状況などの報告が行われました。

約3時間にわたる長丁場の会議でしたが、原告の方々からの質問も活発に出て、請願署名の採択に向けて、原告・弁護士が情報を共有し、一丸となるための非常に重要な会議でした。このような地道な活動を少しづつ積み重ねることで、衆参両院での請願採択という快挙を成し遂げることができたのです。

恒久対策班会議は、我々原告団・弁護団の活動の最前線の情報を知ることが出来る貴重な機会ですので、ぜひ、多くの原告のみなさまにご参加いただければと思います。【弁護士西山貞義】



一番左が田中原告団代表。他は弁護士

宝達志水町【石川】における注射器連続使用問題について

2016年4月20日、石川県宝達志水町で3名の六ヶ月児を対象にBCG集団予防接種が行われました。その際、あろうことか、注射器が連続使用されていたことが発覚しました。

まさに私たちは、注射器の連続使用により被害を受けました。同じ過ちが、繰り返されてしまったのです。この過ちを見過ごすわけには決していません。そこで、同年5月18日、原告団2名と弁護団3名で同町の副町長、健康福祉課室長等に対し、徹底した原因究明と再発防止を申し入れました。

注射器の連続使用による感染被害を一生背負うという苦痛。誰一人として、新たに、私たちと同じ思いをさせたくありません。たった一度の過ちが乳児とその家族の人生を左右させないよう、しっかりと原因究明と再発防止を申し入れました。

なお、副町長からは、調査委員会における議論等を踏まえ、以下の再発防止策等の報告がありました。

1. 集団予防接種の際に保健師を新たに同席させ、管理・監督体制を強める。
2. 集団予防接種の手順マニュアルが無かつたので医師監修のもとマニュアルを作成する。
3. 使用済みの針のトレーをテーブルに置かず、使用済み針の回収箱を医師の足元に置く。
4. 集団予防接種のみを行う職員を配置し、職員の負担を軽減する。
5. 今回の対象乳児には、医師の助言の元、継続して経過観察を行う。(現時点では感染被害は確認されていません)

申し入れを行う川上北陸原告団代表



今後も、過ちが繰り返されない社会を目指して引き続き活動を行っていきます。【北陸原告団代表川上ゆきえ】

和解原告のコメント

【富山県・女性】

28歳のとき、主人と結婚しました。交際期間も長かったので、すぐに子供が欲しいと思っていました。

バラクルードは子供に悪い影響が出ることがあると聞いていましたし、インターフェロンは副作用が強かつたり、髪の毛が抜けたりすると聞いていたので、子供のことや私自身の体調を考えてどうしても治療を受ける気にはなれませんでした。

ところが、30歳のころ、GOTとGPTが500を超えてしまい、治療を受けなければならなくなりました。このとき、子供はもう諦めるしかないと思っていた。しかし、テノゼットが使えるようになった数ヶ月後、子供を授かりました。とてもうれしかったのですが、それよりも子供が無事に生まれてくれるのかとても不安になりました。そのため、薬をすぐにテノゼットに変えてもらいました。

ただ、薬を変えたことで負担は大きくなりました。当時、私は、「つわり」がとてもひどく信号機の光を見るだけで吐き気がするような状況でした。通院途中、何度も吐き気に襲われていました。そんな状況が続きましたが、無事、元気な女の子を出産することができました。

娘は、とても元気でしたが、私がB型肝炎のウイルスに感染しているため、娘にも感染していないかとても不安でした。

出産から半年が経過した後、娘がウイルスに感染していないという結果を聞き、いろいろな思いがこみ上げてきました。今は大きな問題はありませんし、テノゼットの問題も解決したので、楽しく暮らすことができています。国に対しては、子供のワクチンで確実に母子感染を防げるようにして欲しいです。



原告交流会【富山】に参加して

【富山県 60代・女性】

富山大学病院の高原先生のお話しが本当に分かりやすかったです。病気や治療法に対する理解が本当に深まりました。ただ、病気について理解をすると、「自分は大丈夫なのだろうか」と不安になる面があります。でも、講演会の後に、同じ悩みを持つ原告同士で話しをして、病気の「先輩」から話を聞いたりすると、「私だけじゃないんだ」と思い、不安が和らぎます。また、私が病気の「先輩」として、「後輩」にアドバイスをすると、自分も「人の役に立っている」という気持ちになり、充実感があります。

1人で病気と闘うのは本当に大変です。私は、今後も、交流会には出来る限り参加したいと思っています。みなさんにも、ぜひ、参加をお勧めします。

原告交流会【福井】に参加して

【福井県 原告】

4月24日、福井での原告交流会に参加しました。

交流会前半は、真相究明シンポ第1部のDVD上映でした。予防接種によるB型肝炎ウイルス感染の背景・経緯についてよく理解できました。多くの方にぜひ見てほしいと思います。

交流会後半は、原告・弁護士での意見交換でした。弁護団からは訴訟の進捗状況や弁護団活動について説明があり、普段は知れない弁護団活動を知り、大変良かったです。続けて原告同士の意見交換が行われ、治療の負担の重さや、将来の不安など、同じ環境に置かれた者だからこそ率直な意見が大変有用でした。患者の家族も交流会に参加すべきとの感想を持ちました。今後もこのような機会があればぜひ参加したいと思います。



今後の主なスケジュール



【裁判期日】

金沢地裁

日 時：次回 6月27日(月)午後1時半～
次々回9月5日(月)午後1時半～
場 所：金沢地方裁判所 202号法廷
裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

富山地裁

日 時：次回 6月13日(月)午後3時半～
場 所：富山地方裁判所 1号法廷
裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

【その他活動予定】

6月26日(日)	全国B型肝炎訴訟全国原告団代議員総会@東京
7月3日(日)13:00～	北陸原告団総会@富山県民共生センター・サンフォルテ307号室
7月3日(日)	真相究明・再発防止班会議@東京
7月24日(日)	恒久対策会議@東京

3月1日 富山地方裁判所へ初提訴！！



前号でもお伝えしたとおり、北陸弁護団では、各地での原告団活動のさらなる活発化や世論喚起等を目指し、富山地裁でも訴訟を開始することといたしました。そして、3月1日、富山県在住の11名の原告の方について、富山地裁に提訴しました。今後も、全国の訴訟と歩調を合わせ、概ね2か月に1回のペースで一斉提訴を行っていく予定にしており、5月11日にも、12名の原告の方について提訴しています。



富山地裁での訴訟の記念すべき第1回口頭弁論期日は、6月13日午後3時半からと指定されています。この記念すべき期日では、法廷に設置された大型ディスプレイ等を活用し、裁判所に対し、パワーポイントを利用して、プレゼン形式でB型肝炎訴訟や国との基本合意の内容等について説明を行うことなどを予定しています。この期日は、どなたでも傍聴できますので、特に富山県在住の原告の方は、ぜひ、傍聴にいらしてください！【弁護士西山貞義】

7月3日 北陸原告団総会@富山

7月3日午後1時から、北陸原告団総会が富山県民共生センター・サンフォルテ307号室で開催されます。詳しくは、同封の総会案内をご覧いただき、ぜひ、ご参加下さい！

■B型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数
(2016(平成28)年5月13現在)

【全国】 提訴者数 20,011人(被害者数 18,349人)
和解者数 14,707人(被害者数 13,318人)
【北陸】 提訴者数 481名(被害者数 429名)
和解者数 368名(被害者数 320名)

オレンジ通信第5号の訂正について

オレンジ通信第5号の「肝炎初回精密検査・定期検査費用等の助成のご案内」に誤りがありましたので、訂正いたします。ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

定期検査費用助成

(誤) 核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成を受けていない方（肝炎治療受給者証をお持ちの方）
(正) 核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成を受けていない方（肝炎治療受給者証をお持ちでない方）

【訂正後の本文】

定期検査費用助成

また、対象者は住民税非課税世帯に属する方に限りますが、慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者で、核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成を受けていない方（肝炎治療受給者証をお持ちでない方）は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料及び検査に関連する費用等が助成されます。